

絶滅のおそれのある野生動植物の 種の保存に関する法律 (種の保存法)

野生生物が減少・絶滅する大きな要因のひとつに、野生動物の取引等を目的とした無秩序な採取・捕獲の影響があります。絶滅のおそれのある野生動植物の国際取引を管理するワシントン条約を補完する観点から、附属書Iに掲載されている種については、種の保存法に基づき、日本国内での取引等も厳しく規制されています。

ワシントン条約

国際的な
輸出入の規制

種の保存法

国内での
取引等を規制

種の保存法での取扱い規制

- 希少野生動植物種に指定された動植物の取引等は原則禁止。

譲渡し等の禁止(法第12条)

✕ 売る・買う
 ✕ あげる・もらう
 ✕ 貸す・借りる

販売目的の陳列、広告禁止(法第17条)

✕ 陳列・広告
 ✕ 
 *インターネット上の
 広告も対象です。

- 生体、鳥等の卵(個体)だけでなく、はく製や、種によって羽、牙等の部分(器官)、毛皮やバッグ等の加工品も含まれます。

✕ 
✕ 

お問い合わせ先/ 参考ホームページ

種の保存法について

- 環境省自然環境局野生生物課
 代表:03-3581-3351
<http://www.env.go.jp/nature/kisho/kisei/hokaku.html>
- 国際希少野生動植物種一覧
<http://www.env.go.jp/nature/kisho/global/list.html>
- 国内希少野生動植物種一覧
<http://www.env.go.jp/nature/kisho/domestic/list.html>

登録手続きについて

- 一般財団法人 自然環境研究センター(登録機関)
 TEL: 03-6659-6018 (土日祝日を除く平日10時~17時)
<http://www.jwrc.or.jp/service/cites/index.htm>

輸出入について

- 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室
 代表:03-3501-1511
http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/cites/

ワシントン条約について

- ワシントン条約事務局(英文)
<http://www.cites.org/>
- 条約の概要
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/wasntn.html>

希少な 野生動植物種を 飼育・販売される 皆さんへ



生きた国際希少野生動植物種に関する制度

2018年6月1日以降

ワシントン条約に基づいて国際取引が規制されている希少な野生動植物種について、国内の流通管理を更に強化するため、2017年6月に種の保存法が改正されました。

ポイント

1 登録の有効期間の導入

- 生きた国際希少野生動植物種の登録の有効期間が登録日より5年間となります。
- 有効期間の満了の6か月前から個体等登録機関(自然環境研究センター)に更新申請をすることができます。
- 既に登録を受けている生きた国際希少野生動植物種にも以下の有効期間が設定されますのでご注意ください。
- 更新を行わなかった場合は、登録は失効し、有効期間満了日後は譲渡し等ができなくなります。

登録(交付)日	有効期間の満了日
2008年5月31日以前	2019年5月31日
2008年6月1日～ 2015年5月31日	2020年5月31日
2015年6月1日以降	登録を受けた日から 起算して5年を経過する日

2 個体識別措置の導入

以下の生きた国際希少野生動植物種の登録及び更新には、個体識別措置が義務付けられます。

対象種	個体識別措置
哺乳綱のうち、水生生物以外	マイクロチップ
鳥綱全種	マイクロチップ又は脚環
爬虫綱のうち、最大体長が一定の大きさ以上のもの	マイクロチップ
オオサンショウウオ属全種	マイクロチップ

登録の手続き

登録 できるのは

- 規制適用前に国内で取得した個体等
- 関税法の許可を受けて輸入された個体等
- 登録された個体同士で繁殖させた個体等

登録申請の 方法は

個体等登録機関(自然環境研究センター)に申請する。

- 登録申請書
- 登録を受ける個体等の写真
- 個体識別番号を確認できる写真(対象種のみ)(2018年6月以降)
- 個体識別番号の証明書(対象種のみ)(2018年6月以降)
- 入手経緯を証明する書類

登録を 受けたら

登録票の管理が必要です。

- 販売目的の陳列には、登録票を備え付ける。
- 販売目的の広告には、登録記号番号・登録年月日(2018年6月以降)・登録の有効期間の満了日(生体のみ)(2018年6月以降)を表示する。
- 個体等の譲渡し等は、登録票と共にする。
- 譲受けをしたら、30日以内に届け出る。
- 個体に講じられた個体識別措置は、疾病等の場合を除き取り外さない。
- 登録を更新する場合は、個体等登録機関(自然環境研究センター)に申請する。
- 登録個体等が死亡するなどして占有しなくなったら、30日以内に登録票を返納する。

※登録票の管理等に違反すると、30万円以下の罰金。



取引等には
登録票が
必要です。

罰則

登録なしの譲渡し等は違法で、厳しい罰則があります。

違法な譲渡し等

違反 →

(個人) 5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金、又はこれの併科
(法人) 1億円以下の罰金

販売又は頒布目的での 「陳列」又は「広告」

違反 →

(個人) 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
(法人) 2,000万円以下の罰金

不正な手段で登録 又は更新を受けた場合

違反 →

(個人) 5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金、又はこれの併科
(法人) 1億円以下の罰金